

国立大学法人東京医科歯科大学医学部入学試験検討委員会規則

平成23年5月1日
規則第59号

(設置)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学入学者選抜方法改善委員会規則（平成16年規則第87号。以下「改善委員会規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、医学部入学試験検討委員会（以下「検討委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を調査・研究のうえ、医学部内において検討することを目的とする。

- (1) 医学部医学科及び保健衛生学科（以下「各学科」という。）に係る入学者選抜方法に関すること
- (2) 各学科に係る入学試験の諸問題に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副理事（医学部） 1名
- (2) 医学部教授会から選出された大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の教授 6名
- (3) 医学部教授会から選出された大学院保健衛生学研究科の教授 3名
- (4) 医学部教授会から選出された大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻（検査系）の教授 3名
- (5) 教養部教授会から選出された教授又は准教授 2名
- (6) 検討委員会委員長が必要と認める本学の教授、准教授又は専任講師 若干名
- (7) 統合教育機構事務部入試課長
- (8) 医学部事務長

2 前項第2号から第6号までの委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第2号から第6号までの委員の任期は1年とし、5月1日から翌年の4月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、検討委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(小委員会)

第7条 検討委員会に、各学科の固有の事項について検討するための部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(報告)

第9条 検討委員会委員長は、必要に応じて第2条に掲げる事項の検討結果を、医学部教授会及び教養部教授会の議を経て、入学試験委員会又は入学者選抜方法改善委員会に報告する。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、医学部事務部の協力を得て統合教育機構事務部入試課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、検討委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月21日規則第39号)

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年6月1日規則第141号)

この規則は、平成27年6月1日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則 (平成28年6月9日規則第103号)

この規則は、平成28年6月9日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則 (平成28年7月1日規則第111号)

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年6月21日規則第58号)

この規則は、平成30年6月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。